

相手国政府・相手国国際機関 (注1)	名 称	協 力 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (領事館印) (注3)	署 名 者	告示番号 (注4)
モルドバ	消防機材整備計画のための贈与に関する日本国政府とモルドバ共和国政府との間の交換公文	消防機材整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	1,549,000千円 2027.4.30まで	2021.11.26 キシナウ で (2022.3.29)	日本側 片山芳宏在モルドバ大使 モルドバ側 アナ・レベンコ内務大臣	2022.6.1 202号
モルドバ	医療体制強化計画のための贈与に関する日本国政府とモルドバ共和国政府との間の交換公文	医療体制強化計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	1,000,000千円 2026.8.31まで	2022.8.17 キシナウ で (2022.10.19)	日本側 片山芳宏在モルドバ大使 モルドバ側 ニコラエ・ボペススク副首相兼外務・欧州統合大臣	2023.4.3 123号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。

(注2) 贈与の供与期限について定めのないものは、-----と記している。

(注3) 日付については、○年△月□日を○.△.□と記している。

(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。